

地盤品質判定士，地盤品質判定士補，ならびに地盤品質判定士協議会関係者の皆様へ

地盤品質判定士会幹事会の横浜グループは，がけ地減災制度への地盤品質判定士の貢献に向けて，活発に活動を行っています。横浜グループの活動の一端を判定士通信No.44 としてお届けします。次ページを是非ご一読下さい。

- ・ がけ地減災制度への地盤品質判定士の貢献に向けて

《追伸》

地盤品質判定士通信は，関係者の情報交換の場です。地盤品質判定士・補および関係者の方々からの寄稿を歓迎致します。

2016年8月17日(水)
地盤品質判定士協議会事務局

////////////////////////////////////

地盤品質判定士協議会 事務局
〒 112-0011 東京都文京区千石 4-38-2
公益社団法人 地盤工学会内
Tel. 03-3946-8766 Fax. 03-3946-8678
e-mail jage@jiban.or.jp

////////////////////////////////////

がけ地減災制度への地盤品質判定士の貢献に向けて

地盤品質判定士会幹事会横浜グループ
高橋一紀

市街地に崖の多い横浜市では、がけ崩れによる土砂災害の未然防止と発災時の迅速な対応ができるように「がけ地総合対策事業」が精力的に進められています。その主要な制度として「がけ地防災対策工事助成金制度」（防災制度）と「がけ地減災対策工事助成金制度」（減災制度）があります。前者の「防災制度」は 2006 年から運用されてきましたが、宅地造成規制法及び建築基準法に基づく擁壁の新設または築造替えしか認められないことから、多額の工事費を要する、狭隘な箇所での施工が困難などの課題がありました。

このため、市民がより利用しやすい後者の「減災制度」の運用を 2015 年 4 月から始めています。この減災工事は、狭隘箇所でも施工可能な工法で、既存擁壁やがけ地が崩れても被害を最小に抑える対策工事を助成対象にしています。この減災対策工事では、対象となる工法の種類と適用条件は以下のように示されています。

種類	適用条件	工 法
擁壁の補強工事	<ul style="list-style-type: none">宅造法施行以前の擁壁宅造法及び建築基準法に適合する擁壁	法枠工 アースアンカー工 鉄筋挿入工 排水補強パイプ工 覆式落石防護網工
法面の保護工事	<ul style="list-style-type: none">横浜市建築基準条例第 3 条 (1) または (5) に該当する崖	モルタル・コンクリート吹付工 落石防護柵工 覆式落石防護網工
地すべり防止工事	<ul style="list-style-type: none">宅造法施行以前の盛土造成地宅造法に適合する盛土造成地	抑止工 鉄筋挿入工
待ち受け擁壁工事	<ul style="list-style-type: none">地盤面からの高さが 3m を超えるがけ地	待ち受け擁壁 H 型鋼コンクリート防護柵

但し、①都市計画法や宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号、以下「宅造法」という）、建築基準法の対象外となる工事、②原則として、平坦地が広がらない工事、③崖地の高さかわらない工事、④横浜市が策定する「がけ地減災対策工事設計指針(案)」に適合するいずれかの工事（助成金額は対策工事費の 1/2 以内、かつ 100 万円または 50 万円を限度。詳細は下記参照）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kenbou/bousai/gake/gake/gensai.html>

横浜市と同様な減災工事助成金制度は、川崎市でも運用（宅地防災工事助成金制度ⁱⁱ）されています。今後は、がけ地の多い他の市町村においても、同様な制度が運用されていくものと思われます。

地盤品質判定士会幹事会の横浜グループは、このような制度全般に対して、地盤品質判定士がどのように関わることができるかについて、昨年からは横浜市の担当課と協議を重ね、複数の未対策および対策済のがけ地の模擬診断や現地見学を行い、調査報告の試作や対策工法の提案などの活動を続けて来ています。

引き続き、このような制度に対して地盤品質判定士が具体的に貢献できるように、地盤品質判定士会幹事会の横浜グループは、支部設立を準備しているところです。

以上の現状報告が皆様のお役に立つことを願うとともに、引き続き関係各位のご支援、ご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

i 横浜市建築局建築防災課ホームページ「がけ防災について」

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kenbou/bousai/gake/gake/>

または久松義明ほか「横浜市のがけ地総合対策」地質と調査, 2015.Vol.144. No.3,pp36-42

ii 川崎市ホームページ「宅地防災工事助成金制度について」

<http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000027631.html>

なお、横浜市の減災制度における助成対象工事については、目的に応じた適用条件により以下のように対策工法が示されています。

	目的	工法	設計等の対応
1	擁壁および崖に対策工を設けて補強を行う	<ul style="list-style-type: none">・ 法枠工・ アースアンカー工・ 抑止工・ 鉄筋挿入工・ 待ち受け擁壁	斜面安定計算や対策工の構造計算を行い、安全性を検証
2	法面保護または崖が崩れた場合の被害防止・軽減措置を図る	<ul style="list-style-type: none">・ 排水補強パイプ工・ 覆式落石防護網工・ H型鋼コンクリート防護柵・ モルタル・コンクリート吹付け工・ 落石防護柵工	簡易な計算または計算を行わなくても、仕様等により一定の効果が得られると判断
3	現状、できる範囲で安全性を向上させる	<ul style="list-style-type: none">・ 擁壁の金網補強・ 平鋼補強・ コンクリート補強・ 排水パイプの穴径, ピッチが宅造法と違うものなど	設計者・施工者からの提案書により、崖の安全性が向上すると判断

※「横浜市がけ地減災対策工事設計指針(案)」横浜市建築局建築防災課, 平成27年4月